

意見書案第 13 号

「103万円の壁」の見直しに当たり地方税財源に影響を及ぼさないよう求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月19日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

おばた 英 達

たのかしら 知行

篠原 達也

新村 まさる

井上 まい

もろくま 英文

川上 陽平

尾花 康広

阿部 正剛

田中 たかし

とみなが ひろゆき

津田 信太郎

藤野 哲司

倉元 達朗

近藤 里美

「103万円の壁」の見直しに当たり地方税財源に影響を及ぼさないよう求める意見書

現在、国会において、いわゆる「103万円の壁」についての見直しの議論が行われており、この見直しにより、国民の手取りの増加、労働力の確保などの効果が期待されています。

一方、総務省の試算によると、仮に所得税の課税最低限を現行の年収103万円から178万円に見直すことに伴い、個人住民税の基礎控除額を引き上げた場合、個人住民税が地方全体で年間4兆円程度の非常に大きな減収になるとされており、全国の人口の約2割を占める政令市では年間約8,000億円、本市単独でも年間400億円程度の減収が予想されます。また、所得税の減収に伴い、地方交付税が約1兆円減ることが見込まれるなど、地方財政への甚大な影響が懸念されています。

個人住民税は市町村の税収において約4割を占める基幹税目であり、教育や子育て支援など行政サービスの提供を安定的に支えている極めて重要な財源です。「103万円の壁」の見直しに伴う個人住民税における基礎控除額の引上げは、これらの提供に重大な支障を来す可能性があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、「103万円の壁」の見直しに当たり、地方の意見を十分に踏まえるとともに、代替となる財源を確保し、住民に必要な行政サービスを提供する基盤である地方税財源に影響を及ぼされないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 宛て

議 長 名